



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 日米琉諮問委員会（代表会合第43回～58回）(3)(第四七回 外務省外交史料館レファレンス番号：H220299)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(1)No.2 公開日：平成22年7月7日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(164) CD・DVD番号：H22-002
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43735
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

＊目七回

(回覧番号 5325) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	※ 総第 40738 号
和指	※ 第 49 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 43 9 - 4 19
	大至急 至急 普通・LTF	※ 發電係 箱垣

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和 43年 9月 4日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-----------------------------	---

協議先
4 127

臨時代理大使 在 那 霸 高 潮 総領事	あて 三木 大臣 發 代 理
電 報 在 那 霸 高 潮 総領事	大使 臨時代理大使 代 理 あて

件名
諮問委員会勧告
貴電第108号に用し。
「教員研修の充実と人事交流の推進」
「後期中等教育の振興」に用いた勧告案文に
ついては、冒頭貴信(後者について長月諮
査官携行の差し替え文に於)の原案に下記

字 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

の通り修正を加之上、採択に差し替え
たい。

(A) 「教員研修の充実と人事交流の推進」
1) 第1項 第1行目 「日本政府の協力を得て」
を 「日本政府の援助を得て」と訂正。
2) 第4項 「措置にとり」以下を次の如
に訂正のと。

「措置にとり」とともに、本件実現に用し、
日本政府の提供される援助に... 便宜
を付するに於ては、

(B) 「後期中等教育の振興」
1) 第2項 (1) の一行目 「教員の補充」を
「教員等の補充」とし、第1項 第1行目 「教
育内容」の次に「教育方法等」を挿入す。
(2) 第4項 「措置にとり」以下を次の如に訂正
す。

GB-3 外務省

9.20.

「措置ととも、本件実現に用い、
日本政府の提供を以て協力に...便宜と
は...の...報告す」

GB-3

外務省

(回覧番号 5303) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 (平)	※ 総第 40792 号
平文	※ 第 50 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 43-9-25 16-37
	大至急 (至急)・普通・LTF	※ 発電係 峰

電信課長

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 信房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米北 起案 昭和43年9月8日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-----------------------------	--

協議先

在 那 霸 高 潮 大使 臨時代理大使
総領事 代理 三木 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 三木 大臣 発

件名 諮問委報告(訓練センター)

貴信第56号に用い、

「AIP航空要員訓練センターの設置」に

関する報告案文の検討に当り、諮問委に

おたの各代表向の討議内容、特に米側

代表の表明した意向を承知したる旨、
右至急同電来たす。

字 済

5 39

(昭和四二・七一改正)

GB-1

外務省電信案 (分類)

回覧番号 5326	機密表示 (機密・秘密未印)	符号表示 暗 略 平	総第 40982 号
平文	第 57 号	昭和 23 年 9 月 5 日	分発
大至急 至急 普通・LTF		発電係 邦	

電信課長代松尾

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米課長	主管局部課(室)名 米化 起案 昭和23年9月5日 起案者 吉川 電話番号 445
--	-----------------------------	--

協議先
5 122

在 那 霸 高 潮 総領事	大使 臨時代理大使 代理	あて 三木 大臣 発
電 報	大 使 臨時代理大使 総領事 代理	あて

件名
諮問委(地方税制度の一体化)
貴信第54号に用し。
冒頭貴信の原案に下記を通り修正を
加之の上、持戻しを差支えない。
決了項(2)の冒頭に「琉球政府の国税
相当税の推移を勘案し、^(推入料)

済

(昭和四二七一改正)

GB-1